

令和7年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。</p>	
活動路線	◎ 最重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	市道西5丁目樽川通 北6条西5丁目から 北40条西5丁目までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	国道5号 北6条西1丁目から 北33条西2丁目の間及びその周辺	5時～22時
	国道231号 北34条西2丁目から 麻生町7丁目の間及びその周辺	5時～22時
道道札幌環状線 北23条西2丁目から 北23条西7丁目の間及びその周辺	5時～22時	
活動地域	◎ 最重点地域	
	地域	重点時間帯
	地下鉄北24条駅地区 北23条西2丁目から北23条西10丁目までの間及びその周辺 北24条西2丁目から北24条西7丁目までの間及びその周辺 北25条西2丁目から北25条西7丁目までの間及びその周辺	5時～22時
	JR 札幌駅北口地区 北6条から北13条の西1丁目から西8丁目までの間 及びその周辺（ただし北大構内を除く）	5時～22時
	◎ 重点地域	
	地域	重点時間帯
地下鉄麻生駅周辺 北34条西2丁目から西11丁目までの間及びその周辺 北35条から北36条の西2丁目から西10丁目までの間及びその周辺		

北37条西2丁目から西9丁目までの間及びその周辺 北38条西2丁目から西8丁目までの間及びその周辺 北39条西3丁目から西7丁目までの間及びその周辺 北40条西4丁目から西6丁目までの間及びその周辺	5時～22時
北30条地区 北26条から北33条の西2丁目から西7丁目までの間 及びその周辺	5時～22時
北20条地区 北14条から北17条の西1丁目から西7丁目までの間 及びその周辺 北18条から北22条の西2丁目から西10丁目までの間 及びその周辺(ただし北大の構内を除く)	5時～22時

札幌方面北警察署